

平成30年9月
世田谷区

サービス付き高齢者向け住宅整備補助に係る世田谷区の基準 (整備をお考えの事業者の皆さまへ)

1. 基準設定の趣旨

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるためには、見守りや生活支援、介護が必要となっても安心して暮らせる「住まい」の確保が必要です。

国や東京都は「サービス付き高齢者向け住宅」の整備促進を図るため、同住宅整備に対する補助事業を実施していますが、区市町村の地域特性を適切に反映させるため、補助金交付に際し区市町村の関与についての規定を設けています。

世田谷区はこれを受けて「サービス付き高齢者向け住宅整備補助に係る世田谷区の基準」を設定していますので、世田谷区内に同住宅を整備・運営しようとする事業者の皆さまには、この基準を踏まえて計画を進めていただきますようお願いいたします。

2. サービス付き高齢者向け住宅整備補助に係る世田谷区の基準

整備・運営にあたっては「東京都の登録要件基準表」に示されたサービス付き高齢者向け住宅事業登録に必要な要件を満たすことのほか、以下の事項に従ってください。

(1) 整備について

- ・良好な住環境や街づくりに向けて区が定める各種条例、建築関係法令等の諸規定を遵守し、必要な手続きを遺漏なく行ってください。
- ・周辺地区で必要とされている介護保険サービス事業所等の併設に努めてください。
- ・小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「小多機等」）が整備されていない地区（日常生活圏域）にあっては、サービス付き高齢者向け住宅の整備に際して、小多機等を併設するとともに、地域住民の受け入れに努めてください。

なお、地域密着型サービスを併設し、サービス付き高齢者向け住宅整備補助の加算とは別に区から地域密着型サービスの整備費補助を受けようとする場合は、別途区の公募による選定が必要となります。

- ・近隣関係住民に対し、説明会を開催する等、十分な説明を行ってください。

(2) 入居者について

- ・世田谷区民（概ね3か月以上在住）を優先するよう配慮してください。

(3) 介護保険の給付対象となるサービス（以下「介護保険サービス」という）について

- ・サービス付き高齢者向け住宅として提供するサービスと介護保険サービスの違い（サービス内容、費用、利用方法等）について入居者にわかりやすく説明し、介護保険サービスを利用する際には別途料金がかかることを伝え、誤解を招かない

ようにしてください。

- ・介護保険サービスの利用を希望する入居者に対し、特定の事業者（併設事業者や関連事業者など）が提供するサービスの利用を誘導せず、ケアマネジャー及び介護保険サービス事業所の選択の自由があることについて、文書を用いるなど、わかりやすく説明してください。
- ・入居者が介護保険サービスを利用する際には、一人ひとりの状態に合ったサービスが提供されるようケアマネジャーとの連携を密にするとともに、サービス利用開始後も、ケアマネジャーやサービス事業所との連絡・調整を適切に行ってください。

(4) 地域とのつながりについて

- ・地域住民との交流の機会、交流の場を提供するなど、入居者が安心・健康に暮らせるよう、コミュニティの確保や交流等が図られる環境づくりに努めてください。
- ・地域防災活動への参加に努めてください。
- ・災害時における避難場所等の提供、地域との相互協力・連携に努めてください。

(5) 整備にあたっての注意事項

- ・特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合は、別途区への事前相談（公募による選定）と東京都への指定申請が必要となります。

3. 基準の準用

世田谷区では、高齢者が安心して暮らせる住まいの実現と介護サービスの質の向上の観点から、国や東京都のサービス付き高齢者向け住宅整備補助事業を活用しない場合においても、この基準を準用することとします。

サービス付き高齢者向け住宅の整備を計画している事業者の皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

【問合せ先】

都市整備政策部居住支援課	5 4 3 2 - 2 4 9 9
高齢福祉部高齢福祉課	5 4 3 2 - 2 4 0 8
高齢福祉部介護保険課	5 4 3 2 - 2 2 9 4